

守ろうよ、みんなを！ ～なくそう！高齢者の消費者被害～

5月は消費者月間です

☎消費生活センター(☎823-3928)

□消費生活相談の内容

平成21年度、土浦市消費生活センターに寄せられた相談は、1144件で前年度の1127件と比べて1.5%の増加となりました。

相談内容で最も多かったのは、フリーローン・サラ金・ヤミ金などの『借金問題』で、近年の経済不況に伴い、リストラや給料の減額など雇用状況が悪化したことにより生活が苦しくなり、「住宅ローンを返済するために、他の消費者金融から借金をしてしまった」など、借金返済のための借金を繰り返す多重債務の問題や、過払い金の返還請求などについての相談が寄せられました。

2番目に多かったのは、パソコンや携帯電話などで、無料サイトを閲覧していたところ、いつの間にかアダルトサイトや出会い系サイトに会員登録されてしまい、登録・利用料を請求されたり、解約しようとしても、高額な解約料を要求されるなどの『不当請求』に関する相談が寄せられました。

3番目は、公的機関を装った民事訴訟裁判通告などのハガキによる『架空請求』が、昨年に続き多く寄せられました。

そのほか、産地や賞味期限の偽装、毒入り冷凍餃子事件などで食に対する意識が高まったこともあり、食料品に関する相談も増えています。

年代別に見てみると、若者では、「インターネットオークションで落札し、代金を前払いしたが商品が届かない」という相談や、中古車購入のトラブルの相談が多くなっています。

また、高齢者では、「多額の出資をしたが、業者と連絡が取れなくなった」という相談や、「上場すれば今の3倍の株価になるなどと説明され、未公開株を購入したが、一向に上場する気配がなく、売ることもできない」という相談など、少しでも老後の資金を増やそうとする高齢者を狙った詐欺まがいの利殖商法の相談が多く寄せられました。

さらに、昨年度、特に多重債務に関する相談が増加しましたが、市民と接する機会の多い徴収部門や福祉部門などの市役所窓口で、借金返済に困っていることが分かった場合は、消費生活センターに相談するよう促したことも増加の一因となりました。

消費生活センターでは、広報紙の配布に併せて、相談窓口の周知チラシを全世帯に配布するなど積極的に広報・啓発に努めています。チラシを見て相談に来たという方も多く、これからも市民の皆さんが安心・安全な消費生活を送れるように、ご相談や苦情をお受けして、その解決に向けた助言や情報提供を行っていきます。

悪質商法のトラブル回避の心得

- ①相手の身分と用件を確認する
- ②家に入れない、事務所などに行かない
- ③脅しや、すかしに屈しない
- ④ひとりで判断しない
- ⑤うますぎる話は疑う
- ⑥だまされても諦めない



●平成21年度の相談件数

	商品・役務名	件数	内 容
1	金融・保険サービス	273	フリーローン(188件。うち多重債務131件)、証券、生命保険、投資など
2	運輸・通信サービス	168	アダルトサイト、出会い系サイトの架空・不当請求(140件)など
3	商品一般	112	ハガキによる架空請求(84件)など
4	教養娯楽品	61	新聞、書籍、電話機、学習教材など
5	教養・娯楽サービス	50	海外宝くじ、教室・講座、会員権など
6	食料品	49	健康食品など
7	住居品	44	浄水器、ふとん、家電製品など
8	土地・建物・設備	43	土地・建物取引、住宅設備など
8	レンタル・リース・貸借	43	賃貸アパート、借家、リース契約など
10	保健・福祉サービス	36	医療、エステ、しろあり駆除サービスなど
	そのほか	265	
	合 計	1144	

●消費相談件数の推移

